

承第1号

令和7年度榎原市一般会計補正予算（第6号）に関する専決処分の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年度
榎原市一般会計補正予算（第6号）につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

令和8年1月28日提出

榎原市長 亀田 忠彦

専 決 処 分 書

令和7年度檀原市一般会計補正予算（第6号）について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年1月19日

檀原市長 亀田 忠彦

理由 令和8年2月に実施される衆議院議員選挙に伴う予算の計上について事務上急を要するため

令和7年度橿原市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度橿原市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76,019千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,478,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
15 県支出金	3 委託金
18 繰入金	2 基金繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,956,097	74,317	4,030,414
320,027	74,317	394,344
2,486,219	1,702	2,487,921
2,485,612	1,702	2,487,314
52,402,281	76,019	52,478,300

歳 出

款	項
2 総務費	4 選挙費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,487,374	76,019	6,563,393
106,352	76,019	182,371
52,402,281	76,019	52,478,300